

山梨県公報

第千九百九十六号

平成十三年

五月二十八日

月 曜 日

目 次

特定高山植物栽培業廃業届の提出	三〇三
特定高山植物販売業廃業届の提出	三〇三
山梨県農業近代化資金利子補給規程の特例に関する規程の一部を改正する告示	三〇三
土地収用事業の認定	三〇四
公告	
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(五件)	三〇五
開発行為に関する工事の完了について	三〇五
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について(二件)	三〇五

告 示

山梨県告示第二百七十七号

山梨県高山植物の保護に関する条例(昭和六十年山梨県条例第十五号)第十条第二項の規定による特定高山植物栽培業廃業届の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成十三年五月二十八日

山梨県知事 天 野 建

氏名又は名称	住 所	廃止年月日
佐藤 武雄	都留市川茂六百二十番地の一	平成十三年四月三十日

山梨県告示第二百七十八号

山梨県高山植物の保護に関する条例(昭和六十年山梨県条例第十五号)第十一条第二項の規定による特定高山植物販売業廃業届の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成十三年五月二十八日

山梨県知事 天 野 建

山梨県告示第二百七十九号

山梨県農業近代化資金利子補給規程の特例に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十三年五月二十八日

山梨県知事 天 野 建

山梨県農業近代化資金利子補給規程の特例に関する規程の一部を改正する告示(昭和三十七年山梨県告示第百八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農業後継者等」を「新規就農者」に、「山梨県青年農業士」を「認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十二条第一項の認定を受けた者をいう。以下同じ。)」に、「畜産公害」を「及び畜産公害」に改め、「及び高品質果実施設栽培の推進」を削る。

第三条ただし書を次のように改める。

ただし、畜産振興総合対策事業実施要領の適用を受ける事業(資源循環型畜産確立対策事業、畜産経営活性化事業、地域畜産総合支援体制整備事業及び自給飼料増産総合対策事業に限る。)及び畜産環境総合整備事業実施要領の適用を受ける事業で、別表三の項の規定が適用されるものはこの限りでない。

別表一の項中「年齢四十歳未満の者であつて、農業を主たる職業とし、かつ、近代的農業経営を行うのにふさわしい者と知事が別に定める方法により認められたもの」を「就農後十年以内の者であつて、知事が別に定める要綱に該当するもの」に改め、同表中三の項を削り、二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

一 認定農業者であつて、知事が別に定める要綱に該当するもの	百万円以上	利子補給規程第一条第一号、第二号、第三号、第四号及び第五号に掲げるもの並びに同条第七号に掲げるもので知事が別に定めるもの
-------------------------------	-------	--

別表五の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の山梨県農業近代化資金利子補給規程の特例に関する規程の規定は、平成十三年六月十一日以後に貸し付ける資金について適用し、同日前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

山梨県告示第百八十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十三年五月二十八日

山梨県知事 天野 建

一 起業者の名称

高根町

二 事業の種類

(仮称) 高根町民体育館建設事業

三 起業地

収用の部分 北巨摩郡高根町大字村山北割字社口地内

使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六條の二第二項の規定による図面の縦覧場所

高根町教育委員会

公 告

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九條第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年五月二十八日

山梨県知事 天野 建

一 処分をした年月日 平成十三年五月一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社武藤ホールディング

2 主たる営業所の所在地 東山梨郡牧丘町西保下千八百二十番地

3 代表者の氏名 武藤慶光

三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第五号

四 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十三年四月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九條第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年五月二十八日

山梨県知事 天野 建

一 処分をした年月日 平成十三年五月一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 名称 マルハヤ工業所

2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡中富町遅沢千百六十六番地

3 代表者の氏名 望月光功

三 許可番号 山梨県知事許可（般 八）第二七六号

四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業及び水道施設

工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十三年四月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九條第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年五月二十八日

山梨県知事 天野 建

一 処分をした年月日 平成十三年五月一日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社オリエントジャパン

2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町西条三千三百八番地一

3 代表者の氏名 中島昭子

三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第七七一九号

四 処分の内容 建築工事業、大土工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工

事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成十三年四月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年五月二十八日

山梨県知事 天野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年五月七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 名称 保坂建築
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡若草町藤田二千四百四十一番地の一
 - 3 代表者の氏名 保坂友治
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 九）第七二三三号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年五月一日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十三年五月二十八日

山梨県知事 天野 建

- 一 処分をした年月日 平成十三年五月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社金丸工業
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡竜王町竜王新町八百七十番地の三十三
 - 3 代表者の氏名 金丸義久
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 十）第七八九三三号
- 四 処分の内容 とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業及びび装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十三年五月二日付で四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十三年五月二十八日

山梨県知事 天野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南都留郡河口湖町船津字東見返し六一〇四、六一〇五、六一〇六、六一〇七の一部、六一〇八の一部、六一二七の三の一部、六一二七の六、六一三三の二、六一三三の五及び六一三四の一
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡道志村一万二千二百五十番地 株式会社 加藤電器製作所 代表取締役 加藤正芳

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十三年五月二十八日

山梨県知事 天野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡若草町藤田字八丁八一の一、八一の三、八一の四、八一の五、八一の六、八一の七、八一の八、八一の九、八一の一〇、八一の一、八一の二、八一の三及び八一の一四
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
公道 ごみ置場	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び若草町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市伊勢四丁目二十二番一号 西甲府住宅株式会社 代表取締役 戸田克己

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十三年五月二十八日

山梨県知事 天野 建

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称
山梨市北字行人河原四の一四及び八の九並びに字東出口二三八、二三九、二四〇、二四三及び二四五並びに字北田二五二並びに字東明見三一九の二
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水道	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局塩山建設部及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山梨市万力千五百二十四番地一 フルーツ山梨農業協同組合 代表理事組合長 菊島信郎